様式第２９（移転通知書）

移転通知書

令和○年○○月○○日

　支出負担行為担当官

　文部科学省○○○○局長

　　　　　　○　○　○　○　殿

（受託者）住　　所

　　　　　名称及び

　　　　　代表者名

　令和○年○○月○○日付け令和３年度「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の成果に係る知的財産権について、下記のとおり通知します。

記

 １．移転しようとする知的財産権

|  |  |
| --- | --- |
|  知的財産権の種類（注１） 及び番号（注２）  |  知的財産権の名称（注３）  |
|  |  |

２．移転先

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

３．承認を受ける理由（以下のいずれかを選択する。）

（１）契約書第○条第○項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）

イ　子会社又は親会社への移転であるため

ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの移転であるため

ハ　技術研究組合から組合員への移転であるため

ニ　合併又は分割による移転であるため

４．誓約事項

　当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第○条から第○条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

（記載要領）

（担当者）

役職・氏名：

連絡先：

メールアドレス：

（注1）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ又は特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注2）当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号（管理番号を付してない場合）を記載する。

（注3）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号をし、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。